

国立大学法人富山大学『一般事業主行動計画』

富山大学は、次代の社会を担う子どもが健やかに生まれ、育成される環境の整備を行うため、次世代育成支援対策推進法に基づき「一般事業主行動計画」を定め、職員が仕事と子育ての両立を図るために必要な雇用環境の整備等に取り組みます。

1 計画期間 平成31年4月1日～令和5年3月31日（4年間）

2 内容

『妊娠中の労働者及び子育てを行う労働者等の職業生活と家庭生活との両立等を支援するための雇用環境の整備』

目標1 出産・育児に関する支援制度の周知を図り、制度を利用する環境の充実を図る。

《対策》

- ・次の事項を学内掲示板等を利用して、周知を図る。
 - 育児休業、育児短時間勤務制度等
 - ベビーシッター・休日保育利用料補助制度
 - 研究サポーター制度
 - 男性職員が利用できる子育てに関する制度
- ・計画期間内に育児休業の取得状況を次の水準以上を目指すことを周知する。
 - 男性職員：配偶者が出産した男性労働者のうち、育児休業取得者2人以上
 - 女性職員：育児休業取得率80%以上
- ・その他、出産・育児に関する支援制度の充実を図る。

『働き方の見直しに資する多様な労働条件の整備』

目標2 所定外労働を削減するための措置を実施する。

《対策》

- ・学内における会議等について、所定勤務時間内での開催を周知徹底する。
- ・各部署における週1回、定時退勤日を周知徹底する。
- ・各部署における週1回、早期退勤日を周知徹底する。
- ・所定外労働時間削減のため、業務の簡素化、合理化及び効率化を図る。

目標3 年次有給休暇の連続取得のための措置を実施する。

《対策》

- ・年5日以上有給休暇の取得に加えて、ゴールデンウィーク、夏季一斉休暇、年末年始等において、連続した年次有給休暇の取得促進を図ることを周知する。
- ・子の入学式、卒業式、授業参観等の学校行事への参加のための年次有給休暇の取得促進を図る。